

奈良県告示第十号

昭和三十五年四月奈良県告示第九十七号（奈良県立都市公園の名称、位置及び区域）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月七日

奈良県知事 荒井正吾

第二号(一)の表中

	二七
	八五九・五

を

登大路									
	二七	八五九・五							
	五五	二、六九七・五二							
	五六	二、二二八・八四							
	六〇の一	一、一四一・七八							
	六〇の二	三、八〇八・〇							
	六〇の三	一二四・七五							
	六一の一	一、八六三・七三							
	六一の三	二五九・六三							
	六一の四	一六三・一一							
	六二	三、二二三・〇							

持宝院跡		福生院跡				正智院跡								
五九の三	五八の五	五八の四	五八の三	五七の一六	五七の一三	五七の一二	五七の一一	五七の一〇	五七の九	五七の八	五七の七	五七の六	五七の一	六三
六八七・〇	一、一二八・〇	一四・〇	二四九・〇	八六・二	二二二・三四	五〇〇・〇三	四一三・八	五二二・四二	四九・八七	七八・六四	三六・八三	一八七・九	五二二・三二	二、五六三・六三

に、

五九の五	五九の四
一一七・二四	二、〇六九・〇

東院畑	
一一二	
一三二・〇	

南畑	東院畑
七一	一一二
一、七二一・〇一	一三二・〇

号(二)の表中

に改め、同

を

を

奈良市登大路町 二三番地から 奈良市高畑町字山ノ上 一一〇四番地の五 一一〇四番地の六 先まで	一一、四一四・四三	旧県道奈良名張線
----------------------------------------------------------------	-----------	----------

奈良市登大路町 二三番地から 奈良市高畑町字山ノ上 一一〇四番地の五 一一〇四番地の六 先まで	一一、四一四・四三	旧県道奈良名張線
奈良市登大路町字登大路 六二番地先から 奈良市登大路町字登大路	四六九・八九	旧奈良市道北部第三六二号線

に

六三番地先まで

改める。